

新型コロナウイルス感染症対策の影響により経済的にお困りの皆さんへ

新型コロナウイルス感染症対策の影響により、厳しい生活を強いられている村民の皆様に心よりお見舞いを申し上げます。今回の感染症対策の影響を受け経済的な理由により生活にお困りの方に「小笠原村緊急生活支援金」を給付することとしました。この感染症とは長い戦いになると想定しており、それは限られた村の財源を長く活用していくかなければならないということでもあります。そして何よりも本当に生活にお困りの方に、この支援金を確実かつ速やかにお届けしたいと考えています。この趣旨をよくご理解のうえ、申請をお願いします。また、添付をお願いする書類や持参をお願いするものがあります。

本紙をよくご確認いただき“速やかな給付”ができますよう皆様のご理解とご協力を願います。

令和2年5月1日 小笠原村長 森下 一男

【小笠原村緊急生活支援金】

1. 次の①と②に該当する方が申請できます

- ①感染症対策の影響で生活に困窮している世帯の世帯主の方。
- ②令和2年4月1日と申請日の両日とも小笠原村に住民票がある方。

※令和2年4月1日より後に小笠原村に転入をした方は、転入をした日より30日を経過しないと申請できません。

2. 申請できない方

- ①生活保護費を受給している方。
- ②収入減少が新型コロナ感染症対策の影響ではない方。
- ③令和2年3月31日までに納期を迎えた村への税金、保険料、各種料金や使用料、手数料等の未納がある方。

3. 申請回数

令和2年4月分～9月分まで、各世帯ごとに毎月1回申請できます。ただし国の制度「(仮称)特定定額給付金(10万円)」は収入として扱わせていただきますので、この支給を受けた月は対象としないことから、各世帯よりの申請は最大5ヶ月(5回まで)を想定しています。

最終の申請期限は令和2年10月30日です。

4. 支援金額

表の基準額から各月の世帯全体の収入との差額を給付します。

【計算例1】

単身(1人)世帯で4月分の収入が8万円だったとします。

$100,000\text{円} - 80,000\text{円} = 20,000\text{円}$ が支援金給付額となります。

【計算例2】

4人世帯で4月分の世帯全員の収入の合計が「162,400円」の場合、

$250,000\text{円} - 162,400\text{円} = 87,600\text{円}$ となり、

千円未満切捨て → 支援金給付額は「87,000円」です。

世帯人数	月額収入基準額
単身世帯	10万円
2人世帯	15万円
3人世帯	20万円
4人世帯	25万円
5人以上世帯	30万円

5. 申請方法

所定の申請書及び各月ごとの支援額申告書に次の項目をご記入のうえ、収入額を示す書類を添付いただきます。

①感染症の影響を受けて収入が減少した理由

②世帯全員の月収

※収入を証明する書類について

・給与所得者(社員、アルバイト他)

給与(賞与)明細書、賃金明細書、お勤め先発行の証明書等

・個人事業主の方

収入と支出を確認することが出来る金銭出納簿、その他帳簿類、出入金が確認できる預金通帳、領収書、伝票等

・その他、報酬、配当、賃貸料、謝礼などの収入がある方はその金額を確認できる書類を全てご用意ください。

業種、世帯構成など様々なパターンによってご用意いただく

書類も違ってくると考えていますので、窓口または電話にてご相談ください。

6. 申請する全ての方にご用意をお願いするもの

・印鑑・支援金を振り込む口座(世帯主名義に限ります)の通帳又はキャッシュカード

7. 支援金の返還

この支援金は給付金ですので基本的に返還いただくことはありません。ただし、偽りその他不正な手段等により給付を受けたことがわかつた場合は支援金を返還いただきます。

【小笠原村緊急一時貸付金】(事業者向け)

国の「雇用調整助成金」は申請集中により、振込みが遅延することが見込まれています。そこで、この助成金を申請した村内の事業者に対し、助成金の振込までその申請額を緊急的に一時貸し付ける制度です。

1. 申請できる事業者

- (1)雇用調整助成金を申請済の事業者
- (2)村税等の村に対する債務を全て完納している事業者

2. 貸付金額

一時貸付金の貸付額は、事業者が国に対して申請した雇用調整助成金の額とします。無利子、無担保です。

3. 添付をお願いする書類

- (1)雇用調整助成金(休業等)支給申請書の写し
- (2)雇用調整助成金助成額算定書の写し

4. 借用書の提出

当制度による貸付が決定したら速やかに借用書をご提出いただきます。(額に応じた収入印紙をご用意ください)

5. 貸付金の返済について

一時貸付金を受領した日の翌日から起算して3ヶ月以内に、全額を一括償還。ただし、国からの助成金の振込みが遅れている等、正当な理由がある場合はこの限りではありません。

臨時相談・申請窓口の開設について

この支援金、貸付金は5月1日より受付ますが、申請や相談、その他、経済的にお困りの方に向けた臨時の相談窓口を次のとおり開設します。

事情により窓口での相談を避けたい方は下記までご連絡ください。

【日時】 5月2日(土)午前9時～午後5時

5月3日(日)午前9時～午後5時

(両日とも昼休みはありません)

【場所】 小笠原村役場本庁、小笠原村母島支所

【お問合せ】 総務課企画政策室 電話 2-3111
母島支所庶務係 電話 3-2111